

愛知県の「第 9 次総量規制基準」の基本的な考え方(案)

1 総量規制基準による規制について

(1) 総量規制基準の適用対象

総量規制基準の適用対象は、指定地域内の特定事業場^(注)のうち、日平均排水量が 50m³以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）と定められている。

(注) 特定事業場：水質汚濁防止法に定める特定施設を有する事業場

(2) 総量規制基準の設定

総量規制基準の値は、個々の指定地域内事業場ごとに排出水の汚濁負荷量の許容限度として知事が定めるものであり、COD、窒素含有量（以下「窒素」という。）及びりん含有量（以下「りん」という。）について、以下の算式により定められている。

なお、指定地域内事業場に複数の業種等が存在する場合の総量規制基準は、業種等ごとに算式により算定した値を合計した汚濁負荷量として定めるものとされている。

$$\begin{array}{ll} \text{COD} & L_c = (C_{co} \times Q_{co} + C_{ci} \times Q_{ci} + C_{cj} \times Q_{cj}) \times 10^{-3} \quad (\text{kg/日}) \\ \text{窒素} & L_n = (C_{no} \times Q_{no} + C_{ni} \times Q_{ni}) \times 10^{-3} \quad (\text{kg/日}) \\ \text{りん} & L_p = (C_{po} \times Q_{po} + C_{pi} \times Q_{pi}) \times 10^{-3} \quad (\text{kg/日}) \end{array}$$

Q：下表の時期区分別の特定排水^(注)の水量（単位：m³/日）

C：知事が下表の時期区分の水量ごと、環境大臣が定める総量規制基準に係る業種その他の区分（以下「業種等区分」という。）ごとに定める係数（濃度値、単位：mg/L）であり「C値」という。C値は、環境大臣が定める範囲（以下「C値範囲」という。）内において知事が定めることとされている。

(注) 特定排水：排水のうち、専ら冷却用、減圧用等、汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のもの。

時期区分別水量	COD	窒素	りん
1980(S55). 6. 30 以前の水量	Q _{co}	Q _{no}	Q _{po}
1980(S55). 7. 1～1989(H3). 6. 30に増加した水量	Q _{ci}		
1989(H3). 7. 1～2002(H14). 9. 30に増加した水量	Q _{cj}	Q _{ni}	Q _{pi}
2002(H14). 10. 1以降に増加した水量			

第 8 次 C 値の設定の一例（窒素）

（単位：mg/L）

業種等の区分	排水の発生時期	国の定める C 値範囲		県の定める C 値
		下限	上限	
し尿処理業	2002(H14). 9. 30 以前	20	40	40 (C _{no})
	2002(H14). 10. 1 以後	10	30	30 (C _{ni})

2 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準設定方法の基本的な考え方

(1) 国の考え方

第9次総量規制における総量規制基準については、CODの総量規制基準にかかるC値の一部業種のみ上限値が下がる内容の見直しがあった(2021年(令和3年)10月5日に一部改正告示)。なお、これまでCOD、窒素及びりんのすべてにかかるC値の見直しがあったことと異なる。

これは、「第9次水質総量削減の在り方について(中央環境審議会答申:2021(令和3)年3月25日)」に示された、「CODの負荷削減は生活排水対策に力点を置き、窒素・りんについては規制強化は行わない」との考えに基づくものである。

<「第9次水質総量削減の在り方について(中央環境審議会答申)」の概要>

【伊勢湾における対策の在り方】

- ・CODは引き続き汚濁負荷量の削減を進め、窒素及びりんは、総量規制としての更なる汚濁負荷量の削減のための規制の強化は行わず、これまでの取組を維持。
- ・CODの負荷削減に当たっては、特に生活排水対策に力点を置き、従来の工場・事業場の排水対策など産業系汚濁負荷に対する対策は現状の各種施策を維持。

<『「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」の一部改正告示』の概要>

- ・上記「在り方」を踏まえ、特定排出水の水質を現状よりも悪化させない観点から、C値の範囲を見直し(し尿浄化槽に係る業種等の区分のC値の上限値について、都府県が定めたC値の最大値まで引き下げ。)

【見直しのあったCODのC値範囲】

業種等区分	Cc等の区分	第8次におけるC値範囲		第9次におけるC値範囲		愛知県第8次C値
		上限	下限	上限	下限	
し尿浄化槽 (2006(H18).1.31以前に設置されたものであって、処理対象人員が501人以上5000人以下のもの)	Cco (1980(S55).6.30以前)	上限	50	上限	50	40
		下限	40	下限	40	
	Cci (1980(S55).7.1~1989(H3).6.30)	上限	45	上限	45	30
		下限	30	下限	30	
	Ccj (1989(H3).7.1以降)	上限	45	上限	40	30
		下限	30	下限	30	

(2) 時期区分について

国が時期区分を変更していないことから、本県も同様に第8次の時期区分を踏襲する。

(3) 業種等の区分について

第8次において、国は業種を215に区分している。県はこれを水量等により更に区分し、CODは272、窒素は323、りんは306に区分している。

国が業種等区分を変更していないことから、本県も同様に第8次の業種等区分を踏襲することとする。

(4) C値について

ア これまでのC値の設定状況

公共用水域の水質環境や工場・事業場の排水水質の実態等を考慮して各業種を分類し、C値を次のとおり設定している。

・排水水質の実態が上限値を上回っている業種	上限値
・排水水質の実態が概ねC値範囲内にある業種	C値範囲内
・排水水質の実態が下限値を下回っている業種 ・本県に存在しない業種	下限値

C値は業種等区分ごと、時期区分別で設定している。

(第8次の時期区分別の区分数はCODが816、窒素が646、りんが612)

イ C値の考え方

「第9次水質総量削減の在り方について（中央環境審議会答申）」において、「産業系の指定地域内事業場に係る負荷量に関しては、8次にわたる水質総量規制基準によりかなりの削減が図られてきた。こうした実績を踏まえ、最新処理技術動向も考慮しつつ、現行の処理水準を維持していくことが適当」とされた。

また、本県において、CODの総量規制基準に係るC値範囲の上限値が厳しくなった業種区分「し尿浄化槽」については、既に下限値をC値としていることから、今回の告示に沿った見直しの必要はないと考えられる。

以上のことから、第8次総量削減計画策定時に設定した第8次総量規制基準のC値（COD、窒素、りん）については、引き続き第9次総量削減計画においても適用することとする。